

**消費者スマイル基金 「悪質な訪販リフォーム被害防止活動への助成」
に対する助成事業（2）
（実施要領）**

助成の対象：

次のいずれかの業務を行った差止請求関係業務。ただし、同一の回の助成事業において、特定適格消費者団体として被害回復関係業務に対する助成を申請する者は、本助成を申請することはできません。また、2025 年 7 月 20 日時点で進行中か確実に行われる活動に限ります。

（1）差止請求訴訟の提起（第一審、控訴審若しくは上告審）

⇒対象：適格消費者団体

（2）裁判外の差止請求

⇒対象：適格消費者団体、適格認定を目指す団体

※上記(1)及び(2)の重複申請は不可。適格消費者団体として申請した場合、特定適格消費者団体としての申請は不可です。逆の場合も同様です。なお、複数事案について業務を行った旨の申請であっても 1 件の申請として取り扱います。

対象期間（上記業務を実施した（予定含む）期間）：

2025 年 4 月 1 日（火）～2026 年 3 月 31 日（火）

助成金額の上限：

各団体からの申請について、当基金の審査のうえで、クラウドファンディングで寄せられた寄附金の額に応じて設定する助成上限額の範囲で実施します。なお、助成上限額は 6 月末に当基金ホームページにて公表します。

申請方法：

下記書類を郵送またはメール添付にて送付ください。

○申請書

○添付資料

（1）差止請求訴訟提起または進行中の場合

①訴状、控訴理由書（検討中の場合は控訴状）、若しくは上告及び上告受理申立理由書（検討中の場合は上告及び上告受理申立書）の写し

②進行中の訴訟である場合は、消費者契約法 30 条及び規則 21 条第 1 項第 2 号関係「差止請求権の行使に関する訴訟その他の手続の概要及び結果の記録」様式に、助成申請日までの状況を記載したもの

（2）裁判外の差止請求の実施または実施の予定である場合

差止請求の申入等の書面またはその文案

○提出期限

2025 年 7 月 20 日（日）（必着）とします。

審査について：

助成申請を受けて、当基金において応募内容の審査を行い、額を勘案し、助成の可否及び助成額を決定します。決定の通知・公表は、2025 年 8 月上旬とします。

助成決定後の契約について：

助成申請を受けて、助成を決定した場合は、添付内容にて助成契約書を取り交わしていただきます。助成金の目的外使用の禁止（第 4 条）、活動報告書（第 5 条）、報告の聴取（第 6 条）、助成決定の取消（第 7 条）、助成金の返還（第 8 条）、消費者スマイル基金からの助成を受けている旨の表示（第 9 条）等、助成契約書の内容をご確認の上、助成申請くださいますようお願いいたします。

活動後の報告について

別添の契約書第 5 条に従って、活動報告書を指定の時期までに提出くださいますようお願いいたします。